

発生日	2019/4/8
発生場所	東京都江東区
一般名称	エレベーター
事故の概要	卸売市場内で「ターレ」と呼ばれる小型の荷物運送車の運転者が、事故のあったエレベーター（以下「当該エレベーター」という。）の上げ戸が閉まりかけている時に「ターレ」を運転したまま当該エレベーターに乗り込もうとしたため、上げ戸の下部側面に頭部を強打した。（死亡）
調査の状況	<p>○昇降機等事故調査部会において調査を実施。部会委員等による現地調査、国土交通省によるヒアリング調査を実施。</p> <p>○当該エレベーターの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該エレベーターのかご出入口には、光電管センサーが3組設置（床上200～800mmの辺り）されていたほか、上げ戸の下側にはセーフティシューが設置されていた。 ・当該エレベーターは、戸開状態で2分50秒経過するとブザーが鳴った後「ドアが閉まります」という音声流れ、3分経過すると自動で戸閉を開始する設定となっていた。 ・乗り場操作盤付近及び上げ戸には注意喚起を促す貼り紙等が多数設置されていた（「一時停止」、「降りた後は『閉ボタン』を押して下さい。」、「ドアに注意、止まれ」等）。 ・当該エレベーターに乗り込む時は一時停止するルールとなっていた。また、当該エレベーターを降りた後は戸を閉めるルールとなっていた。 <p>○事故発生時の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時、かごの中には誰もいなかったことから、戸開状態で3分経過した後の自動戸閉中であつた可能性が考えられる。 ・通路内で「ターレ」の運転手は当該エレベーターの出入口の前で左方向に舵を切り、運転したまま当該エレベーターに乗り込もうとしたところ、閉まりかけている上げ戸の下部側面に頭部を強打し、「ターレ」はそのまま前進し続けたため、上げ戸と「ターレ」の座席後部の鉄柵に頸部を挟まれた。 ・上げ戸の下部側面に頭部を強打した直後に上げ戸は反転し上がっていた。 ・「ターレ」の運転手は目深に帽子をかぶっており、頭をかがめる等の回避動作はとっていなかった。 <p>○原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ターレ」の運転手が、当該エレベーターの上げ戸が閉まりかけている時に「ターレ」を運転したまま当該エレベーターに乗り込もうとしたため、上げ戸の下部側面に頭部を強打したという衝突事故であり、本事故はエレベーター自体の不具合、構造上の問題に起因する事故ではなかったものと推定される。 <p>○再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者は、当該エレベーターを含めた全ての「ターレ」を運転したまま乗り込むエレベーターの扉に「一時停止」の掲示を新たに追加した。 ・所有者は、当該エレベーターを含めた「ターレ」を運転したまま乗り込むエレベーターのうち、設置可能な乗り場には減速帯を設置し、その手前床面に「止まれ」を表示した。 ・所有者は、当該エレベーター周辺を中心に巡回警備の強化を実施するとともに「ターレ」を使用する事業者及び運転者向けの講習会を実施した。
	調査終了